

# 月報私学

12  
2013  
Vol.192

日本私立学校振興・共済事業団広報



『食』と『食育』を中心に、地域社会へ貢献する魅力ある大学づくりを目指す東京聖栄大学。下町人情溢れる地域に根ざした学園の発展と、地域貢献の歩みを着実に進めています。

写真提供：学校法人 東京聖栄大学（東京都葛飾区）

## CONTENTS

- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果／平成25年度 私立大学等経常費補助金第一次交付…………… 2
- 私学事業団の受配者指定寄付金制度…………… 3
- 経営実務Q & A…………… 4
- 学校法人会計基準の一部改正…………… 5
- 連載② 魅力あふれる学校づくりを目指して  
『食』と『食育』を中心に、地域社会へ貢献する魅力ある大学づくり…………… 6
- 平成25年 共済事業の年間報告／ガーデンパレスの年末年始期間中の営業…………… 8
- 平成24年度 特定健康診査等の実施結果…………… 9
- 被扶養者認定申請—ポイントと事例③—…………… 10
- 平成25年度 地域事務担当者研修会及び年金請求者向け説明会を開催します…………… 12
- 独立行政法人日本学術振興会からのお知らせ  
平成26年度 国際学術交流研修受講者の募集…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

## 私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金にかかる平成二十五年度の会計検査院实地検査は、二十四年十月から二十五年五月までの間に、一九法人（大学法人一九法人）、一九校（大学一九校）に対して実施されました。

この会計实地検査は、基準等によって補助金の算定が適切にされているかという「合規性」の観点を中心に実施されます。

一般補助の関係では、補助金算定の対象となった専任教職員・学生が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、収入支出調査関係では、補助金額の調整に用いる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないか等に着目した検査が実施されます。

また、特別補助の項目についても、対象要件の解釈の誤り等により、補助金算定の対象とならない人数や経費が含まれていないか等に着目します。

こうした検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

主な指摘内容は、次のとおりです。

### 〔一般補助〕

補助金算定の基準日（五月一日）以降に退学・除籍を決定した学生を除外していた。

### 〔特別補助〕

①専門職大学院等支援について、補助対象とならない標準修業年限が二年の専攻の学生数を含めていた。

②大学教育の質向上への一体的な取組支援（教育改善に活かせる評価の実施）について、学生に対する授業アンケートを自主的に行った外部評価としていた。

### 〔研究費不正〕

研究者が業者に架空の取引等を指示して、虚偽の納品書、請求書を作成させて、これに基づき、学校法人に購入代金を支払っていた。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人は、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加え、「事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

指摘を受けた学校法人には、指摘事

項にかかる改善策等をご検討いただいておりますが、本事業団でも、今後、制度の理解が深まるよう補助金説明会の内容検討や調査票記入要領の見直しなどを進めます。

各学校法人においても、各種調査票の作成時及び作成後の確認に当たり、記入要領等に記載されている補助要件を十分にご確認いただき、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

## 平成二十五年度 私立大学等経常費補助金 第一次交付

二十五年度私立大学等経常費補助金の第一次交付については、六二五法人八六一校に対し、一、六一七億六五七万二、〇〇〇円を交付する予定です（下表参照）。

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含みます）、非常勤教員給与費、教職員福利厚生費、教育研究経常費、厚生補導費の六費目で、二十五年五月一日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

なお、今回交付の対象とならない研究旅費、認証評価経費及び特別補助については、二十六年三月に交付する予定です。

平成25年度 第一次交付予定額

区分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
大学	法人 512	校 553	千円 —	千円 149,804,968
短期大学	112	305	—	11,628,655
高等専門学校	1	3	—	272,949
合計	625	861	323,732,250	161,706,572

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 補助金課  
一般補助  
☎〇三（三三三三）七三〇〇～七三〇二  
特別補助  
☎〇三（三三三三）七三〇三～七三〇五  
Eメール hojokin@shigaku.go.jp  
七三〇九～七三一一

# 私学事業団の受配者指定寄付金制度

— 有効な募金活動のためにご利用ください —

受配者指定寄付金制度をご存知でしょうか。

私立学校への寄付は、その公益性から寄付者への税の優遇措置が講じられており、制度のひとつに私学事業団の受配者指定寄付金制度があります。

受配者指定寄付金は、企業等法人が寄付者の場合、寄付金額を全額損金算入することができます。

企業等法人からの寄付金は、本事業団で受け入れた後、審査を経て指定された学校に配付されます。

## 利用要件

本事業団で取り扱う受配者指定寄付金の主な要件は、次のとおりです。

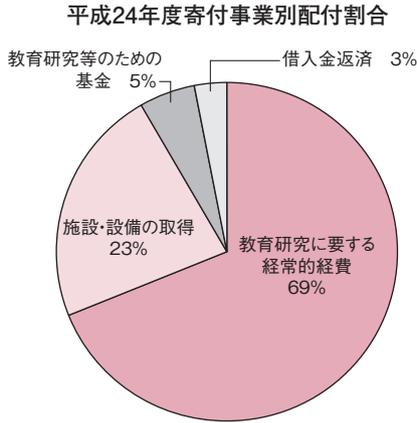
- ① 広く一般に募集され、寄付者が当該寄付により特別な利益を受けていないこと。
- ② 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実であること。
- ③ すでに事業が終了している事業に充てる寄付金でないこと。
- ④ 原則として一口の寄付金額が二十万円以上であること。

## 利用の状況

平成二十四年度は、一七〇億円の寄付金の受け入れ及び配付を行いました。寄付金は学校の教育研究に要する事業に充てることができます。

図は、二十四年度の寄付事業別の配付割合を表しています。

およそ七割が教育研究に要する経常的経費で最も多く、続いて施設・設備の取得、教育研究等の基金、借入金返済の順となっています。



施設・設備の取得では、新校舎の建設や古くなった校舎の改修、実習で使用する機器備品、校庭の遊具の購入といった事業がありました。

また、教育研究等の基金では、学生への奨学金や寄附講座のための基金に寄付金が充てられています。

## 利用に関するQ&A

**Q** どのような学校が対象ですか。

**A** 学校法人が設置する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び専門学校です。ただし、利用要件があるので、ご相談ください。

**Q** 個人からの寄付金は対象となりますか。

**A** 個人が寄付する場合も、受配者指定寄付金を利用し寄付金控除の適用を受けることはできます。

ただし、学校法人へ直接寄付のできる**特定公益増進法人**への寄付制度を利用した場合と同じ税制上の優遇措置（寄付金額（総所得の四〇％が上限）から二千万を差し引いた額を所得から控除）となり、全額を控除することはできません。

**Q** 学校法人の募金期間に制限はありますか。

**A** 十六年度の制度改正により、募金期間の制限はなくなりました。学校法人は募金期間を定めなくても、随時、教育もしくは研究に必要な費用又は募金に充てるための寄付を受けることができます。

受配者指定寄付金の利用開始後、新たに寄付募集を始める場合も改めて事業団へ報告する必要はありません。

本事業団の受配者指定寄付金は、受け入れ前の審査がないこと、寄付の募金期間を限定せず常時受け入れることができること、寄付者から直接本事業団に入金できることなど、制度の改善が図られてきたため、現在では寄付者や学校法人にとって利用しやすい寄付金制度となっています。

受配者指定寄付金制度を知っていたが、多くの学校法人からのご利用をお待ちしています。

受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ「助成業務」▼寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又は冊子『寄付金事務の手引』をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 〇三(三三三〇)七三二七・七三二八

Eメール [kifukin@shingaku.go.jp](mailto:kifukin@shingaku.go.jp)

# 経営実務 Q & A

学校法人から、私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたので、「ご参照ください」

## 特許出願等にかかる費用

**Q1** 教職員等が行った発明を学校法人が特許出願することとなりました。特許の出願・取得・維持等にかかる費用は、「教育研究経費（支出）」又は「管理経費（支出）」のどちらででしょうか。

**A** 教職員等が行った発明は、大学等における研究活動の成果であり、適切なタイミングで特許権を取得することが重要です。特に、産学官連携が推進されている昨今においては、企業等との共同研究により特許を出願することも増えており、取得した特許権を活用することで一層の研究推進や研究成果の社会還元が期待されています。出願等にかかる費用が教育研究経費か管理経費かの区分は、実態に応じて判断することとなりますが、研究成果としての特許が研究・教育の更なる進展へとつながる場合においては、当該費用は「教育研究経費（支出）」で処理することが適切です。特許のみならず、実用新案・意匠等の知的財産についても同様です。

ただし、知的財産権を収益事業に活用する等、教育研究目的でない場合に

においては、「管理経費（支出）」で処理することが適切です。

## 受託研究契約に基づき取得した固定資産

**Q2** 政府系機関との間で受託研究契約を締結し、教員が研究活動を行うこととなりました。契約書において、研究活動のために取得する固定資産は、政府系機関が所有権を持つこととされていますが、この場合、固定資産にかかる会計処理はどうすればよいでしょうか。

**A** 政府系機関が所有権を持つことが契約書上で規定されている場合、当該固定資産については、大学等の資産として計上することはできません。また、基本金組入や減価償却を行うこともありません。受託研究費は「(大科目)事業収入」で入金処理し、研究にかかる経費は、内容に応じて主に「教育研究経費（支出）」で支出するのが通常ですが、固定資産分については、入金を「預り金受入収入」、支出を「預り金支払支出」とすることが適切です。これは、政府系機関が所有権を持つことから、実態としては、政府系機関が購入した固定資産を大学等が借り受け

で使用しているという状況に類似していることによります。

なお、当該固定資産は大学等の資産ではありませんが、会計処理とは別に、物品の適切な管理が求められることは言うまでもありません。また、研究期間終了後に政府系機関から当該固定資産の所有権を譲渡された場合は、「現物寄付(消費収入)」として処理します。

※政府系機関との受託研究契約であっても、設問の例とは異なり、大学等が固定資産の所有権を持つ場合もあります。その場合は、資産計上・基本金組入・減価償却といった通常の処理を行います。実際の処理に際しては、契約内容を精査し、委託者である政府系機関と相談のうえ、各々の状況に応じて適切な会計処理を行ってください。

## 消耗品購入にかかる送料

**Q3** 消耗品を業者から購入しましたが、納品時の送料も請求されました。送料は、消耗品費に含めるか、通信運搬費とするか、どちらでしょうか。

**A** 学校法人会計基準の原則である形態分類の観点からは、送料のみ通信運搬費として処理することが原則ですが、会計処理の合理化等に鑑み、固定資産の取得にかかる付随費用と同様に、送料や他の関連費用も消耗品費に含めて処理することも可能です。ただ

し、取り扱いに注意を要する物品等が特殊な方法で送付されたこと等により、送料が一定以上の金額である場合等、送料や他の関連費用を消耗品費とは別に認識しておく方が適切である場合もあります。

いずれの方法による場合も、各法人において継続的な会計処理を行ってください。

## 移籍に伴う科学研究費補助金の移管

**Q4** 科学研究費補助金を受給している教員が、年度途中で他大学に移籍することとなりました。科学研究費補助金の採択課題にかかる研究を移籍先で継続するため、執行中の科学研究費補助金の残金を移籍先へ移管する場合、直接経費・間接経費それぞれの移管にかかる会計処理はどうなりますか。

**A** 科学研究費補助金の直接経費は、補助金が交付された際に「預り金受入収入」で入金処理していますので、残金の移管を行う際は「預り金支払支出」で処理します。一方、間接経費は、入金処理を行った「(大科目)雑収入」から戻し入れる形で移管します。

※私立大学等経常費補助金の返還を行う際は、「(大科目)管理経費」で処理しますが、この処理とは異なり、収入科目からの戻し入れとなりますので留意してください。

## 学校法人会計基準の一部改正

平成二十五年四月二十二日付け、二五文科高第九〇号にて発出された文部科学省高等教育局私学部長通知のとおり、学校法人会計基準が一部改正されることとなりました。

学校法人会計基準は、私立学校の財政基盤の安定及び補助金の適正配分に大きな役割を果たしており、広く実務に定着してまいりましたが、社会にわかりやすく説明すると同時に学校法人の経営にも活かせるものとして、改正されることとなりました。

改正の概要は以下のとおりです（文部科学省通知より抜粋）。詳細は、既述の私学部長通知又は文部科学省ホームページを参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm)

- 一 資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成すること
- 二 従前の「消費収支計算書」の名称を変更した「事業活動収支計算書」について、経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようにすること

三 現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること

四 貸借対照表について、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること

五 第四号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記するものとする

六 第三号基本金について、対応する運用収入を「第三号基本金引当特定資産運用収入」として表示すること

七 第二号基本金について、対応する資産を「第二号基本金引当特定資産」として表示すること

八 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること

九 第二号基本金及び第三号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成するものとする

一〇 「消費支出準備金」を廃止すること

なお、本改正に関する説明会を文部科学省が全国六か所で開催します。開催日時及び会場は以下のとおりです。

詳細は、二十五年九月十八日付け、文部科学省高等教育局私学部参事官通知を参照ください。

開催地区	日時	会場
北海道ブロック (北海道)	25年12月13日(金) 13:30~16:35	札幌大学 6号館 1階6102教室
東北ブロック (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	25年12月16日(月) 13:30~16:35	仙台ガーデンパレス
関東甲信越ブロック (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)	25年12月25日(水) 13:30~16:35	文部科学省 東館 3階講堂
北陸・中部・関西ブロック (富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	25年12月13日(金) 13:30~16:35	近畿大学 東大阪キャンパス 11月ホール
中国・四国ブロック (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	25年12月18日(水) 13:30~16:35	岡山理科大学 加計学園創立50周年記念館
九州ブロック (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	25年12月17日(火) 13:30~16:35	福岡大学 8号館 3階831教室

問い合わせ先 (私学振興事業本部)  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎〇三(三三三〇)七八四六・七八四七  
Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑳

『食』と『食育』を中心に、  
地域社会へ貢献する魅力ある大学づくり

学校法人 東京聖栄大学 事務局長 高橋 成彰

学校法人東京聖栄大学は、東京の下町地域・葛飾区に本部を置き、核となる「東京聖栄大学」を中心として、「附属調理師専門学校」、「附属わたなべ幼稚園」の三校で構成されています。

三つの学校は、いずれも近年とみに大切さが認識されつつある、『食』と『食育』をキーワードに、それぞれの特徴を生かしつつ相互に連携して、「包括連携協定」を締結している地元葛飾区を中心に、幅広く地域貢献を進めています。

「かつしか知っ得メモ」  
(食育サポーター事業in葛飾区)

この取り組みは、地域住民の食育を推進することを目的として区が策定した「葛飾区食育推進計画」に基づき、住民栄養を担当する葛飾区保健所と東京聖栄大学との連携・協働により、平成二十一年四月にスタートしました。

管理栄養士養成課程である管理栄養学科三年次生が『応用栄養学実習』の授業で、食育に関する栄養情報資料(栄養メモ)を毎月作成。区保健所の確認をいただいたうえで、毎月、卓上型メモ(置台付)、あるいはポスターとし

て仕上げ、作成に当たった学生たちが地元商店会加盟の協力店舗へ直接お届けするという、「産・官・学」が連携した食育推進の取り組みです。

学生たちがグループで毎月作成するこの栄養メモは、知って得するメモ「かつしか知っ得メモ」という名称が付けられ、本年十月現在、通算五十三号が発行され、毎月好評を博しています。



かつしか知っ得メモ最新号が完成!

当初は、新小岩駅北口商店会の二二店舗からスタートした事業ですが、五年目を迎えた今年の九月末には葛飾区内全域の一六六店舗にまで設置店が拡大しました。

毎年協力をお願いしている店舗アンケートによれば、お店を利用するお客

様からは、季節感のある栄養情報・食育メモとして大変好評をいただいているほか、意外な反響として、店主の方や従業員の方々が、改めて、『食』と『食育』に関心を寄せるきっかけになっていることがうかがえる結果となっています。

また、実施した学生たちのアンケートをみると、①パソコンを駆使してわかり易い食育メモをグループそれぞれが創意工夫して作成する、②地域のお店に出向き双方向のコミュニケーションを行う、③店舗から回収するアンケートを集計することにより自分たちが作成した栄養情報の評価が得られるなどの点が有意義であると捉えており、地域をフィールドにしたアクティブな授業手法として、本学が目指している「実践力の高い管理栄養士」の養成に大いに役立っていることがうかがえます。

本学としては、住民の食育推進に貢献する観点から、今後とも、葛飾区保健所職員の皆さん、並びに地元商店会をはじめとする区内全域の食育サポーター店の皆さんとともに、学生を主体としたこの取り組みを継続していきたいと考えています。

被災地支援「食」の専門性を  
生かし福島県瑞穂町を応援

瑞穂町(はなわまち)は、福島県南部に位置し、人口約九、六〇〇人、ダリ

アを町の花とする風光明媚な山あいの町で、大学が所在する葛飾区との間で、「災害時における相互応援協定」を締結しています。

若返りの湯として有名な湯岐(ゆじまた)温泉は、四季折々に観光客を集め、地元野菜を直売する「道の駅はなわ」には連日多くの人が来訪していました。

しかし、一昨年の三月十一日に発生した大震災と原発事故は、観光客の激減、農産物や特産品の売り上げ減少をもたらし、町は深刻な影響を被りました。

大学祭「聖栄葛飾祭」で東北応援企画をぜひ実施したいと考えていた学生会のバザー担当学生たちがこのことを知り、被災地支援の一助になればとの思いから瑞穂町の特産品販売を実施したことをきっかけに、その後の相互交流と本学としての被災地支援がスタートしました。

「聖栄葛飾祭」終了後、菊池基文・瑞穂町町長さんから、本学の福澤美喜男理事長あてに、「道の駅はなわ」への支援、地元農作物や産品を生かした新しい加工品の開発支援などを要請するお手紙が届き、それに応えて、松本信二学長を先頭に食品学科の教員と学生が、二年以上にわたり、左記のような支援に取り組んできました。

- ①「道の駅はなわ」の活性化提案
- ②義援金の募集と贈呈



本学も応援する『ダリちゃんショップ』が大学近接地にオープン

③アンテナショップ『ダリちゃんショップ』の応援

新鮮野菜やダリアの切り花、埴町の特産品等を都市部へ直接届ける拠点として、本学四号館脇に昨年七月にオープンしました。

町の花ダリアをもじって命名されたお店では、本学学生の若い力がショップの盛り上げに一役買っているほか、教職員も応援中です。

④『食』の専門性を生かした支援

本学食品学科には、食品の加工や開発、分析などを専門とする教員が何人も所属しています。これらの教員がそれぞれの専門性を生かして、特産のイチゴを使ったオリジナルジャム作りの指導、新たな加工品レシピの開発、商品包装へのアドバイザー等を継続して実施しています。

本学が所在する葛飾区は『男はつらいよ』の寅さんの土地柄。困っている

人がいたら放っておけないという葛飾の人情を胸に、本学の特色である『食』の専門性を生かして、地元葛飾区の防災協定都市である福島県埴町を応援していきたいと考えています。

学生が開発した「稲庭まごうどんレシピ」を大学附属幼稚園で『食育』として実践

「稲庭まごうどん」って、皆さんご存知でしょうか？

秋田県湯沢市の高級食材「稲庭うどん」製造の際に出る切れ端です。それを有効活用して、幼児施設や高齢者施設などの給食に使えるような新しいレシピが開発できないか、との相談を受けた本学の公衆栄養学担当教員が、給食経営管理を担当する同僚教員と共同で、若い学生のアイデアを引き出しつつ開発に取り組んだ結果、二十七種類の創作レシピが誕生しました。

本年二月に行われた報告会では、協同組合役員や市役所職員から、「期待以上の出来栄え」との評価をいただくとともに、五月に本学で開催された日本食育学会学術大会でも発表され、日本の三大うどんとして最も有名な食材の一部を生かしたユニークなレシピとして評判になりました。

この、「稲庭まごうどんレシピ」を開発した学生たちが、『食育』を特色のひとつに掲げる「東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園」（千葉県鎌ヶ谷市）

において園児と交流してユニークな取り組みを行いました。

主食の大切さを学ぶ食育の一環として、学生が考案した「稲庭まごうどんレシピ」を給食に取り入れ、幼児食としての嗜好調査を行ったほか、「手作りうどんに挑戦しよう！」という食育の体験学習を行いました。



手作りうどんに挑戦！

学生考案のレシピにはスイーツなども提案されており、いろいろな活用も図れることがヒントになって、本年十月に秋田県湯沢市において開催された『うどんスイーツ、うどん創作料理アイデアレシピコンテスト』には、本学教員や学生が審査員として招かれるという展開になりました。

レシピ開発メンバーは、「二〇二〇年東京オリンピックで選手に提供する食事メニューに取り入れていただければ最高！」と夢を膨らませています。

学園発展の歴史と地域貢献

学校法人東京聖栄大学は、昭和二十二年、葛飾区西新小岩の土地に開校した「オリムピア洋裁学院」をその発祥としています。

昭和三十八年には、「聖徳栄養短期大学」を開設。その短期大学の伝統を基礎として、平成十七年四月に四年制大学へと移行しました。

附属の調理師専門学校も、葛飾区教育委員会からの依頼に基づく食育授業を小中学校で行うなどの地域貢献活動を大学と連携して行っています。



大学と連携し附属調理師専門学校もスポーツフェスティバルに協力

以上、私たちの三つの学校は、地域に根ざし、社会へ貢献する魅力ある学校づくりを目指しています。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

高橋 成彰(たかはし まさあき)  
東京聖栄大学事務局長。事務局次長を経て、平成二十五年七月より現職。

# 平成二十五年 共済事業の年間報告

## 【掛金関係】

- 短期給付分掛金率の改定(四月一日)
  - ・八七ポイント引き上げ、七・三九%に改定しました。
- 介護分掛金率の改定(四月一日)
  - ・〇四九ポイント引き上げ、一・七四%に改定しました。
- 長期給付分掛金率の改定(四月一日)
  - ・二五四ポイント引き上げ、一三・六四%に改定しました。
- 短期給付掛金率七・三九%のうち「特定保険料率に相当する掛金率」の表示(四月一日)
  - 三・一六%になりました。
- 任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額の変更(四月一日)
  - 三七万九、〇〇〇円に引き下げました。

## 【資格関係】

- 即時改定の取り扱いの一部変更(四月一日)
  - 退職後に再雇用される場合の即時改定の要件から、退職共済年金の受給権の有無がなくなりました。
- 共済制度学校法人等調査の実施(七月)

## 【短期給付(医療)関係】

- 七十歳から七十四歳までの一部負担割合の据え置き継続(四月一日)
  - 一定以上の所得者を除き、一割負担の措置が継続されました。

## 【長期給付(年金)関係】

- 私学ねんきんメールの送付年齢を五十八歳から五十九歳に変更(四月一日)
- 金額の改定(特例水準の解消)(十月一日)
  - 一・〇%の引き下げとなりました。

## 【東日本大震災関係】

- 福島原発災害による避難指示等区域に居住している(していた)加入者・被扶養者の一部負担金の免除期間の延長

## 【その他】

- 復興特別所得税の源泉徴収開始(一月)
- 相談員制度の終了(三月三十一日)
- 学生就職活動サポートセンター 東京センター移転・大阪センター開設(四月一日)
- 私学共済ホームページをリニューアル(八月二十九日)

## ガーデンパレスの年末年始期間中(12月27日～1月3日)の営業

ガーデンパレス名	宿泊の利用									年末年始の宿泊料金	備 考
	12月					1月					
	27	28	29	30	31	1	2	3			
金	土	日	月	火	水	木	金				
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	○	×	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	● 12月28日15:00から12月29日9:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館(洋食レストラン・四川飯店はランチまで営業) ● 四川飯店は、12月28日15:00から12月31日まで休業
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	● 12月30日から1月3日までの夕食(和食堂・洋食レストラン)は予約制
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年末年始特別プラン(1泊朝食) シングル 8,800円～ ツイン 18,000円～	(※)12月29日11:00から17:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館(17:00からチェックイン) ● 特別プラン期間は、12月31日から1月2日まで ● 洋食レストランは、12月29日17:00から営業、1月1日から1月3日までは正月特別メニュー ● 和食堂は、12月29日休業、1月1日から1月9日までは正月特別メニュー ● バーは、12月29日から1月3日まで休業
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金(※) ・ 年末年始プラン(1泊2食) 1名様 12,000円	(※)ホームページからのご予約は、更におトクな価格設定です。 ● 特別プラン期間は、12月28日から1月4日まで ● 年末年始期間中に10階の改装工事を行います。何卒ご了解ください。 ● 和食堂(12月28日から1月3日まで)は、17:00から21:00までの営業 ● コーヒーラウンジは、12月29日から1月3日まで休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年末年始特別宿泊プラン(1泊2食) シングル 18,800円～ ツイン 36,000円～	● 特別プラン期間は、12月31日から1月3日まで ● 和食堂は、12月31日(夕食)のみ休業
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金 ・ 年末年始プラン(1泊2食) 1名様 12,600円～	● 特別プラン期間は、12月31日から1月3日まで ● 洋食レストランは、1月1日から1月4日(朝食)まで、正月特別メニュー ● 和食堂は、12月31日から1月3日まで、年末年始特別メニュー ★1月1日・2日10:00からロビーにて「餅つき大会」開催
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	○	○	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	● 和食堂は、12月31日から1月3日まで、年末年始特別メニュー
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	○	×	○	○	○	○	○	○	○	お正月宿泊プラン(1泊2食) 1名様 11,000円～	● 12月28日11:00から12月29日11:00まで、電気設備保守点検のため、全館休館 ● 特別プラン期間は、12月31日から1月3日まで ● 和食堂は、1月1日から1月3日(朝食)まで、正月特別メニュー

○=営業 ×=休業(宿泊)

# 平成二十四年度 特定健康診査等の実施結果

福祉部 保健課

加入者の特定健診等健診結果データの提出にご協力いただき、ありがとうございます。

平成二十四年度特定健康診査等の実施結果は、下表のとおりとなりました。

二十四年度については、私学事業団フォーマットの積極的な利用などにより、健診結果データの不備も減少し、昨年度に比べ、特定健診受診率が五九・九%から六〇・五%へ伸びました。

しかし、被扶養者の受診は低迷し、受診率は目標を三〇・三%下回っている状況です。(表1参照)

また、特定保健指導については受診機関の確保が難しいなどの理由から、実施率は低迷している状況です。

特定健診等は、生活習慣病のリスクを見つけ出し、生活習慣の改善などにより、予防することができる重要な機会ですので、ぜひ受診し、健康管理に役立ててください。

## 保健指導の受診勧奨

健診結果データを提出していただいた後、その方に適応した情報提供冊子

「QUPiO (クピオ)」(保健指導が必要な方には利用券を同封)を学校法人等あてに送付していますので、対象者への配付及び保健指導の受診勧奨をお願いします。

また、対象者の利便性を考え、学校訪問型の保健指導(※)を実施しますので、ぜひご活用ください。

## 二十五年度 健診結果データの提出

二十五年度の健診結果につきまして、健診終了後の速やかなデータ提出に引き続きご協力をお願いします。

健診結果データの作成の際は、できるだけ、本事業団の健診結果提出用Excel®・CSVデータ形式(※)、又は国の定めるXML形式などの電子データで作成し、結果データチェック機能(※)を活用してください。

(※)詳細については私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」特定健康診査・特定保健指導に掲載しています。

共済業務

## 厚生労働大臣への結果報告 (抜粋)

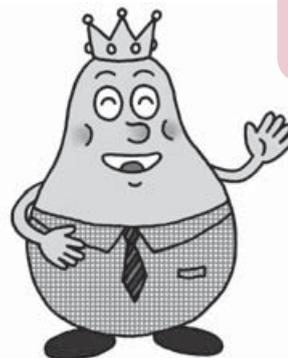
表2 特定保健指導対象者及び終了者数 (単位：人)

区分	a. 加入者	b. 被扶養者等	合計 (a+b)
A. 評価対象者数 (※)	194,524	33,640	228,164
指導対象者	B. 動機づけ支援 (B/A)	18,688 (9.6%)	20,572 (9.0%)
	C. 積極的支援 (C/A)	18,586 (9.6%)	19,280 (8.5%)
終了者	D. 動機づけ支援 終了者数 (D/B)	2,151 (11.5%)	2,370 (11.5%)
	E. 積極的支援 終了者数 (E/C)	1,945 (10.5%)	2,008 (10.4%)
	終了者数合計 (D+E)/(B+C)	4,096 (11.0%)	4,378 (11.0%)
目標等	実施率目標	45%	45%
	目標差	△34.0%	△34.1%

表1 特定健診実施者数 (単位：人)

区分	a. 加入者	b. 被扶養者等	合計 (a+b)
A. 対象者数	256,746	117,117	373,863
B. 実施者数	192,724	33,616	226,340
実施率 (B/A)	75.1%	28.7%	60.5%
実施率目標	90%	59%	80%
目標差	△14.9%	△30.3%	△19.5%

ご協力ありがとうございました



メタボキング

※健診完了者に加えすべての健診は受診できなかったものの階層化(保健指導判定)が可能な対象者も含んだ数

## 事例② 配偶者や子が退職したため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、退職日の翌日となります。

退職後の雇用保険の給付（失業者の退職手当金及び条例等による雇用保険の失業給付に相当する給付を含みます）は、勤労所得ではありませんが、失業期間中の生計を維持するための代替給与に相当する性質であるため、恒常的な収入とみなされます。

したがって、雇用保険受給期間中は原則被扶養者として認定できません。ただし、基本手当日額が3,612円未満（年間所得上限額130万円÷360日※）であれば、雇用保険を受給しながら被扶養者として認定されます。雇用保険の受給を放棄した場合や中断した場合も、被扶養者として認定されます。※健康保険では1か月を30日として計算します。

なお、雇用保険を受けられるようになるまでの間（待期間や給付制限期間）については、雇用保険受給開始時に被扶養者認定取消をすることを前提に、被扶養者として認定することができます。

### 【添付書類】

〔事務の手引〕：平成25年版

<b>1 続柄及び生年月日を確認する書類</b> (①又は②どちらか)	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって加入者との続柄が明記されたものに限ります）	
<b>2 配偶者・子の収入に関する書類</b>	<b>I 雇用保険に未加入の事業所を退職したとき（①及び②いずれも）</b>	①事業主の退職の証明書（事業主の証明印のあるもの） ②事業主の雇用保険未加入証明書（事業主の証明印のあるもの）
	1) 雇用保険を受給しないとき (①及び②いずれも)	①「離職票1及び2」の写し又は「資格喪失確認通知書」の写し ②雇用保険の受給を放棄する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）〔事務の手引〕107ページ参照【注】
	2) 雇用保険を受給できないとき (①及び②いずれも)	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険を受給できない理由を記載した口述書（認定対象者の署名捺印のあるもの）
	(1)基本手当日額が3,612円未満のとき（①又は②どちらか）	①「雇用保険受給資格者証」の写し ②「雇用保険受給資格者証」交付前の場合は(5)-(イ)と同様の書類が必要です。
	<b>II 雇用保険に加入している事業所を退職したとき</b> (2)雇用保険の受給を延長するとき（①及び②いずれも）	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険の受給を延長する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）〔事務の手引〕107ページ参照【注】
	(3)雇用保険の受給を中断するとき（①及び②いずれも）	①「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の受給を中断する旨及び雇用保険を受給することになった場合は、被扶養者認定取消を行う旨の誓約書（加入者及び認定対象者の署名捺印のあるもの）〔事務の手引〕107ページ参照【注】
	3) 雇用保険を受給するとき (4)雇用保険の受給終了後に認定申請するとき	「雇用保険受給資格者証」の写し（支給終了日の記載のあるもの）
	(イ)雇用保険受給資格者証交付前に認定申請をするとき (①～④すべて)	①「離職票1及び2」の写し ②雇用保険受給資格者証の交付を受けたときは、直ちに同証の写しを私学事業団に提出する旨の誓約書（〔事務の手引〕108ページ参照【注】） ※後日「雇用保険受給資格者証」の写し（加入者番号を明記したもの）を提出してください。 ③雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消する旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）〔事務の手引〕108ページ参照【注】 ④「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。
	(ロ)雇用保険受給資格者証の交付を受けた後に認定申請をするとき (①～③すべて)	①給付制限期間等の記載のある「雇用保険受給資格者証」の写し ②雇用保険の給付制限期間等が終了したときには、被扶養者認定取消する旨の同意書（加入者の署名捺印のあるもの）〔事務の手引〕108ページ下段の「同意書」参照【注】 ③「被扶養者取消申請書」 被扶養者の要件を欠くに至った理由は「3. 雇用保険受給」と記入してください。取消年月日は記入不要です。

〔注〕私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕から誓約書、同意書のひな型をダウンロードできます。

# 被扶養者認定申請 — ポイントと事例③ —

業務部 資格課

今月号では、**被扶養配偶者が国民年金第3号被保険者に該当した場合の届け出**について説明します。

また、**配偶者や子が事業を廃止したとき及び退職に伴う被扶養者認定申請**について、2つの事例と添付書類の説明をします。申請は、退職（廃業）日の翌日から30日以内に行ってください。

## 「被扶養者認定申請書」に添付する書類

- ①加入者との続柄及び生年月日を確認する書類
- ②認定対象者自身の恒常的収入が被扶養者の範囲内であるかどうかを確認する書類
- ③夫婦共同扶養に関する書類（本誌8月号、11月号参照）



## 国民年金第3号被保険者の届け出

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、原則国民年金の被保険者になります。私学共済制度の65歳未満の加入者は、国民年金第2号被保険者として国民年金に加入しています。

国民年金第3号被保険者とは、**国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人**をいいます。

国民年金第3号被保険者に該当した場合は、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」に基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書等）の写しを添付のうえ、学校法人等を経由して私学事業団に提出してください。その後、本事業団では被扶養者認定の証明等を行い文京年金事務所へ提出します。

◇届け出の流れ



1 「被扶養者認定申請書」と同時に提出が必要な場合	①国民年金第1号又は第2号被保険者であった配偶者が、加入者の被扶養者になったとき	種別変更届
	②加入者（第2号被保険者）が1日の中断もなく年金制度の異なる職場から転職してきた場合で、配偶者が前の年金制度でも第3号被保険者であったとき	種別確認届
	③海外居住者等国民年金に加入していない配偶者が、加入者の被扶養者となる時	資格取得届
2 単独の届け出が必要な場合	①加入者の被扶養配偶者が20歳になったとき	資格取得届
	②被扶養配偶者が退職後に自分の健康保険の任意継続加入者等となっているが、年収が130万円未満である場合 ※添付書類として、任意継続加入者であること及び扶養の事実が確認できる続柄・収入などを証明する書類が必要です。	種別変更届

## 配偶者や子が事業を廃止したとき及び退職に伴う被扶養者認定申請

### 事例1 配偶者や子が自営業を廃業し、恒常的な収入がなくなったため、被扶養者として認定申請したい

被扶養者の要件を備えた日（事由発生日）は、**廃業した日の翌日**となります。

#### 【添付書類】

1 続柄及び生年月日を確認する書類 (①又は②どちらか)	①配偶者・子の戸籍抄本（又は謄本） ②配偶者・子の住民票（加入者が世帯主であって、続柄が明記されたものに限ります）
2 配偶者・子の収入に関する書類	税務署又は保健所の受付印のある「廃業届」の写し

# 平成二十五年度 地域事務担当者研修会 及び年金請求者向け説明会を開催します

## 地域事務担当者研修会

### ●研修内容

私学共済制度の事務に係る基礎的な事項や手続き等の内容で初任者向けの研修です。

### ●参加対象者

共済事務担当者

### ●参加費

無料

### ●申し込み方法

地域事務担当者研修会を開催する地区の学校法人等に開催案内を送付します。その中の「地域事務担当者研修会参加申込書」により、申込締め切り日【必着】までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送によりお申し込みください。

### ●参加の可否通知

申込締め切り日後に参加の可否を申込者の連絡先住所までにお知らせします。

### ●その他

各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます。ご了承ください。

※詳しくは開催案内又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」をご覧ください。

平成25年度 地域事務担当者研修会会場・日程等一覧表

開催地	会場	開催日時	定員	申込締め切り日	申込先
山形県	山形市民会館 山形市香澄町2-9-45	2月5日(水) 13:30~15:30	40名	1/22(水)	仙台ガーデンパレス 共済業務課 ☎022 (299) 6231
青森県	アスパム 青森市安方1-1-40	2月12日(水) 13:30~15:30	40名	1/29(水)	
和歌山県	和歌山県自治会館 和歌山市茶屋ノ丁2-1	2月19日(水) 10:00~12:00	40名	2/7(金)	大阪ガーデンパレス 共済業務課 ☎06 (6393) 9701

※地域事務担当者研修会に関する質問等については、申込先にお問い合わせください。

## 年金請求者向け説明会

### ●説明内容

私学共済の年金制度の概要及び退職共済年金の請求手続きや退職後の年金額の試算についての説明です。

### ●参加対象者

五十歳以上で、おおむね二年以内に学校を退職する予定の加入者

### ●参加費

無料

### ●申し込み方法

下記日程表のブロック誌等に掲載されている「年金請求者向け説明会申込書」により、申込締め切り日【必着】までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送によりお申し込みください。

### ●参加の可否通知

申込締め切り日後に参加の可否を申込者までにお知らせします。

### ●その他

各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます。ご了承ください。

※詳しくはブロック誌等又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

平成25年度 年金請求者向け説明会会場・日程等一覧表

開催地	会場	開催日時	定員	申込締め切り日	ブロック誌等掲載時期	申込先
岩手県	マリオス(盛岡地域交流センター) 盛岡市盛岡駅西通2-9-1	1月9日(木) 13:30~15:30	50名	12/26(木)	ハーモニー ニュース 11月号	仙台ガーデンパレス 共済業務課 ☎022 (299) 6231
宮城県	仙台ガーデンパレス 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	1月10日(金) 13:30~15:30	50名			
福島県	郡山女子大学 郡山市開成3-25-2	1月27日(月) 13:30~15:30	50名	1/16(木)		
奈良県	エルトピア奈良 奈良市西木辻町93-6	2月25日(火) 13:30~15:30	40名	2/10(月)	EVENT GUIDE 1月号	大阪ガーデンパレス 共済業務課 ☎06 (6393) 9701
兵庫県	兵庫県民会館 神戸市中央区下山手通4-16-3	2月27日(木) 13:30~15:30	40名			
高知県	高知県立県民文化ホール 高知市本町4-3-30	1月15日(水) 10:00~11:30	30名	12/20(金)	さんさん 11月号	広島ガーデンパレス 共済業務課 ☎082 (262) 1134
愛媛県	エスポワール 愛媛文教会館松山市祝谷町1-5-33	1月16日(木) 10:00~11:30	30名			
広島県	福山市市民参画センター 福山市本町1-35	1月17日(金) 10:00~11:30	30名			

※年金請求者向け説明会に関する質問等については、申込先にお問い合わせください。

**独立行政法人  
日本学術振興会からのお知らせ**

**平成26年度  
国際学術交流研修受講者の募集**

独立行政法人日本学術振興会では、平成8年度から、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する国立大学等の事務系職員の養成を図るため、「国内実務研修」、「海外実務研修」、「語学研修」からなる国際学術交流研修を実施しています（**昨年の募集から私立大学職員も本研修の受講対象**）。

本年（平成26年度研修開始）の募集につきましては、既に各大学等人事担当課長あてに通知しているところです。

**《研修の概要》**

対 象 者	①大学等の国際交流等担当職員（大学等採用後2年以上の者） ②将来、国際交流業務を担う職員（大学等採用後2年以上の者） ③その他日本学術振興会が特に認めた者
締 め 切 り	12月20日 申し込み締め切り
募 集 人 員	15名程度
選 考 方 法	各大学等から推薦された申込者に対して、書類選考、英語のレベルチェックテスト、面接を行い、受講者を決定します。
研 修 内 容	本研修の受講者は「国際協力員」として以下の研修を受講します。

**国内実務研修：平成26年度**

日本学術振興会国際事業部に配属し各種国際事業等に従事します。

**〈国際交流事業の一例〉**

- ・日本学術振興会が主催する国際シンポジウム等の企画運営
- ・日本学術振興会各種国際事業の申請受付・審査事務

**〈その他の研修内容〉**

- ・海外センター長会議への出席
- ・省庁、政府関連機関、大学、学術研究機関等が行う会議やシンポジウム等への参加・傍聴
- ・担当した業務の概要について、英語でプレゼンテーション

**海外実務研修：平成27年度**

9か国10か所に設置されている日本学術振興会の海外センター（**下図参照**）のうちいずれかに派遣され、派遣先の海外センター業務に従事します。

※状況により、国際協力員を派遣しないセンターもあります。

また、滞在国・地域における高等教育や学術振興に関する課題に沿って調査、事例研究を行い、海外実務研修報告を作成します。

**〈海外センター業務の一例〉**

- ・海外センターが主催するシンポジウムの企画・運営
- ・現地の学術関係機関等が開催する各種イベントへの参加
- ・海外センターの管理・運営
- ・海外センターの報告書やニューズレターの編集



ロンドン市内で開催された「Experience Japan 2012」において、事業説明をする国際協力員（奥の2名）

**語学研修**

- ・国内における語学研修  
国際協力員本人が語学教育機関を選び受講する（経費は20万円を上限として、日本学術振興会が負担）。
- ・海外における語学研修  
国際協力員本人が現地の語学教育機関を選び受講する（経費は40万円を上限として、日本学術振興会が負担）。

**◎派遣先海外センター**



過去の海外実務研修の報告書は下記のホームページからご覧いただくことができます。

[http://www.jsps.go.jp/j-kaigai\\_center/kenshu.html](http://www.jsps.go.jp/j-kaigai_center/kenshu.html)

**（本件担当）**

独立行政法人 日本学術振興会  
総務企画部 総務課 人事係 ☎03 (3263) 1808



**共済事業本部**

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

**☎03(3813)5321(代表)**

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

**賞与等支給報告書の提出上の注意**

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等は除きます）へ送付します。

次のことにご注意のうえ、賞与等を支給した日（同一月内に賞与等の支給が複数あった場合は合算して、最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

- 賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- 賞与等支給報告書に記載されている加入者の中で、支給のない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与区分まで二重線で抹消してください。

※0円又は空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付しています。

- 記入に際しては、平成23年版「様式用紙等の記入例集」14ページ又は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕に掲載の記入例を参照してください。
- 支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- 磁気媒体及び電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- 電算用紙による申請については、あらかじめ私学事業団の承認が必要です。手続きについては、平成25年版「事務の手引」62ページを参照してください。

【業務部 資格課】

**貸付けの申込締め切り日にご注意ください**

1月6日送金分は**12月13日（金）**、1月22日送金分は**12月27日（金）**が締め切り日となります。通常の締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

**加入者向広報「レター」1月号等の送付**

加入者向広報「レター」1月号等を1月初旬から学校法人等あてに送付します。送付部数は11月末現在の加入者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡してください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用として「レター」に同封します。なお、年金者あてには1月中旬に送付します。 【広報相談センター 広報班】

**私学共済ホームページをご活用ください**

8月に、私学共済ホームページをリニューアルしました。主な変更点などは、月報私学10月号に掲載していますので、ご覧ください。

◎事務担当者用ログインページ

「事務担当者コーナー」に専用のログインページを設置し、年間の事務をまとめた業務カレンダー等を掲載しています。ログインの際に必要なユーザー名・パスワードは広報班までお問い合わせください。

◎様式用紙のダウンロード

①キーワード、②内容別（分類）、③用紙名（あいえお順）の3つの方法から必要な用紙を探すことができます。

◎標準処理期間

私学事業団が届け出や請求を受け付けてから処理するまでの標準的な期間（郵送期間を除きます）を「事務担当者コーナー」に掲載しています。

この期間は、書類に不備がない場合のおよその目安となります。 【広報相談センター 広報班】

**12月の共済業務スケジュール**

2日(月)	掛金 10月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 11月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着）
13日(金)	貸付 1月6日送金申し込み・任意償還申出締め切り
16日(月)	アイリスプラン 医療・傷害補償コース加入申し込み締め切り
20日(金)	貯金 送金
24日(火)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
27日(金)	貸付 1月22日送金申し込み締め切り

**1月の共済業務スケジュール**

6日(月)	掛金 11月分掛金口座振替（自振校のみ） 掛金 11月分納期限 貸付 12月分定期償還口座振り込み（自振校のみ） 貸付 送金 貸付 12月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(水)	貸付 2月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り



## 年末年始の業務

私学事業団では12月28日(土)から1月5日(日)までの年末年始をお休みとさせていただきます。何かとご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## ホームページ休止のお知らせ

システムメンテナンスのため、私学事業団ホームページのうち「トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>)」及び「私学振興事業(助成業務)ページ」の閲覧並びに学校法人ポータルサイトは、12月27日(金)午後5時45分から1月6日(月)午前10時まで休止します。

なお、「私学共済事業(共済業務)ページ」は通常どおり閲覧できますが、「年金情報提供サービス」については、12月27日(金)午前9時から1月6日(月)午前10時まで休止します。

e-マネージャにつきましては、平成26年1月下旬まで休止します。開始日は、別途ご案内します。



### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 「月報私学」特集記事

### 「魅力あふれる学校づくりを目指して」の記事募集

「月報私学」では、標記の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしております。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ

▶「刊行物」▶「特集記事募集について」をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」としてまとめて掲載していますので、こちらをご参考にしてください。

皆様からのご応募お待ちしております。

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7811・7822

Eメール [kikaku@shigaku.go.jp](mailto:kikaku@shigaku.go.jp)



### 過去の掲載記事

5月号(VOL.185) 学校法人 トヨタ学園  
「次代を担う実践的で国際的なエンジニアの育成で魅力創り」

6月号(VOL.186) 学校法人 関西大学  
「思考力育成を一貫教育の柱に」

7月号(VOL.187) 学校法人 大正大学  
「『繋がり』をテーマとした地域共創まちづくり事業で魅力創り」

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

# 「ものづくり」の街・名古屋へようこそ！！

近世における尾張では、多種多様な「からくり（人形）」の製作や、「和時計（自鳴磬）」の製造などにより、高度な精密技術が育まれました。それらの技術は、近代以降の工業技術の礎となり、現在の「ものづくり」にも引き継がれています。名古屋ガーデンパレスを拠点に、工業技術の黎明期から、最先端技術まで学べる「産業技術記念館」や企業ミュージアムなどにお出かけください。

### 名古屋メシを楽しむ

### 『選べる！名古屋名物宿泊プラン』

夕食は、人気の名古屋名物「味噌カツ」「ひつまぶし」「味噌煮込みうどん」「手羽先と奥美濃古地鶏」の4種からお好きなものをお選びいただけます。

**1泊2食（1名様・2名1室） 9,300円**

※朝食は、和洋バイキングです。  
 ※ご予約は、2名1室でのご利用からとなります。

近隣の観光スポットを紹介した「名古屋ガーデンパレス てくてくMAP」をフロントにご用意しています。お気軽にお尋ねください。



産業技術記念館  
 (写真提供：一般社団法人 愛知県観光協会)



ひつまぶし(イメージ)



ツインルーム

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT

**名古屋カーテンパレス**

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022(代表)  
 (J.R・新幹線「名古屋」駅から地下鉄東山線で「栄」駅下車、①番出口から直進2つ目信号を左折、徒歩5分) <http://www.hotelgp-nagoya.com>

## 融資事業のご案内

# 平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

### ■ 融資金利表（平成25年12月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.3	年% 0.7	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築  
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)